

分類	種目	障害及び程度	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 難病患者等の場合、寝たきりの状態にある者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。障害児は 2 級以上） 知的障害者（児）として判定され障害の程度が重度又は最重度である者（常時介護を要する者に限る。それぞれ原則として 3 歳以上） 難病患者等の場合、寝たきりの状態にある者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの（障害者） 失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの（障害児）	5 年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。原則として学齢児以上） 難病患者等の場合、自力で排尿できない者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 （入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。原則	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年

		として3歳以上)		
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。原則として学齢児以上)難病患者等の場合、寝たきりの状態にある者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの 障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(原則として3歳以上)難病患者等の場合、下肢又は体幹機能に障害のある者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	介護者が重度身体障害者(児)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(18歳未満のみ。ただし原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(18歳未満のみ。ただし原則として学齢児以上)難病患者等の場合、下肢又は体幹機能に障害のある児童であって、医師の診断書により必要と認められるもの	腕、脚等の訓練ができる器具を備え、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
自立生活用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)であって、入浴に介助を必要とするもの(原則として3歳以上)難病患者等の場合、入浴に介助	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただ	8年

	を要する者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	し、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（原則として学齢児以上） 難病患者等の場合、常時介護を要する者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、移動等において必要とする者	T 字状、棒状の一本つえ	3 年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として 3 歳以上） 難病患者等の場合、下肢が不自由な者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8 年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者 知的障害者（児）として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3 年

	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は自立支援医療（精神通院医療）を受給している者で、転倒の危険があると認められるもの		
特殊便器	<p>上肢障害 2 級以上の者及び知的障害者（児）として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（原則として学齢児以上）</p> <p>難病患者等の場合、上肢機能に障害のある者であって、医師の診断書により必要と認められる者</p>	<p>足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8 年
火災警報器	<p>知的障害者（児）として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの</p> <p>身体障害等級 2 級以上の者</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>難病患者等の場合、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、医師の診断書により必要と認められるも</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	8 年

		の		
	自動消火器	知的障害者（児）として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの 身体障害等級２級以上の者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。難病患者等であって、医師の診断書により必要と認められるもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年
	電磁調理器	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であって、１８歳以上のもの	視覚障害者・知的障害者が容易に使用し得るもの	６年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害２級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	１０年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	１０年
在宅療 養等支 援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として３歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年
	ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上又は同	障害者（児）が容易に使用し	５年

(吸入器)	程度の身体障害者であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上) 難病患者等の場合、呼吸器機能に障害のある者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	得るもの	
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上) 難病患者等の場合、呼吸器機能に障害のある者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。原則として学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
動脈中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害者若しくは心臓機能障害を有する身体障害者(児)であって、医療保険における在宅酸素療法若しくは人工呼吸器を常時必要とする者又は同程度の障害を有する重度の重複障害者(児)等であって必要	指先等に光を照射することにより非侵襲的に動脈中の酸素飽和度を測定できるのであって容易に使用し得るもの	6年

		と認められるもの 難病患者等の場合、人工呼吸器の装着が必要な者であって、医師の診断書により必要と認められるもの		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有するもの（原則として学齢児以上）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年
情報・通信支援用具	視覚障害2級又は上肢機能障害2級であって、本装置の使用により本人の社会参加の促進が図れると認められる者（原則として学齢児以上）	視覚障害2級又は上肢機能障害2級であって、本装置の使用により本人の社会参加の促進が図れると認められる者（原則として学齢児以上）	パーソナルコンピューターを使用するに当たり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト	5年
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上又は視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められるもの	視覚障害2級以上又は視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	視覚障害者（児）であって、本装置の使用により本人の社会参加の促進が図れると認められるもの（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）であって、本装置の使用により本人の社会参加の促進が図れると認められるもの（原則として学齢児以上）	32マス、両面書き又は片面書きで、点筆によるもの	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。原則として学齢児以上）	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年

視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害 2 級以上 (原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが 知覚又は認識でき、かつ、 DAISY方式による録音並び に当該方式により記録され た図書の再生が可能な製品 であって、視覚障害者(児) が容易に使用し得るもの	6 年
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害 2 級以上(原則として 学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記 載された当該文字情報を暗 号化した情報を読み取り、音 声信号に変換して出力する 機能を有するもので、視覚障 害者(児)が容易に使用し得 るもの	6 年
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者(児)であって、本 装置により文字等を読むことが 可能になるもの(原則として学 齢児以上)	画像入力装置を読みたいも の(印刷物等)の上に置くこ とで、簡単に拡大された画像 (文字等)をモニターに映し 出せるもの	8 年
盲人用時計	視覚障害 2 級以上。なお、音声 時計は、手指の触覚に障害があ る等のため触読式時計の使用が 困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	10 年
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者(児)又は発声・発 語に著しい障害を有する者(児 童)であって、コミュニケーシ ョン、緊急連絡等の手段として 必要と認められるもの(原則と して学齢児以上)	一般の電話に接続すること ができ、音声の代わりに、文 字等により通信が可能な機 器であり、障害者(児)が容 易に使用できるもの	5 年

聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの（児童）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年
人工咽喉	音声機能若しくは言語機能障害者（児）の咽喉摘出者であって、必要と認められるもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（笛式）	4年
		顎下部などにあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電動式）	5年
福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電	障害者が容易に使用し得るもの	

		話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者(児)(原則として学齢児以上)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によってしている視覚障害者(児)	点字により作成された図書	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう・直腸機能障害者(児)であって、尿路変更のストーマ又は腸管のストーマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(尿路系)	
	紙おむつ等	3歳以上の身体障害者(児)であって、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とするもの ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマの装具を装	紙おむつ 洗腸装具	6箇月

		<p>着できない者</p> <p>イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害にある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>ウ 脳性麻痺等脳原生運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者</p>		
	収尿器	<p>ぼうこう機能障害者（児）であって、高度の排尿機能障害のあるもの</p>	<p>採尿器とストーマ装具で構成し、尿の逆流防止装置のあるもので、ラテックス製又はゴム製（男性用）</p> <p>耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の導尿ゴム管付採尿袋（女性用）</p>	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者。原則として学齢児以上）</p> <p>難病患者等の場合、下肢又は体幹機能に障害のある者であっ</p>	<p>障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	

	て、医師の診断書により必要と 認められるもの	
--	---------------------------	--